

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 30 年 12 月 7 日

福岡市・北九州市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

(11) 名称：航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認 関連事業

内容：航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業)

航空法の高さ制限を超える建造物等の設置について、以下の高さを、エリア一体における航行の安全に支障のない高さの目安とすることで、空港設置者による迅速な承認を可能とする。

① 天神明治通り地区地区計画区域【直ちに実施】

福岡県道後野福岡線（602 号）の中心線より西の区域は N T T コム福岡天神ビル避雷針と同等。

同中心線より東の区域は、福岡空港からの距離を勘案し、福岡市役所避雷針と同等～地盤面から約 100 メートル（※）。

（※）個別の物件ごとの区割りによって具体的な高さは前後しうる。（別図 2）

② 大名二丁目地区地区計画区域【直ちに実施】

N T T コム福岡天神ビル屋上の鉄塔と同等。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(6) 事項：近未来技術の実証実験を促進するための「近未来技術実証ワンストップセンター」の設置

内容：近未来技術である自動走行や小型無人機及び AI・IoT 等を活用した実証実験（以下「実証実験」という。）を促進することにより、近未来技術の早期実装を図るため、実証実験を実施しようとする者に対し、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「近未来技術実証ワンストップセンター」（以下「近未来センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【平成 30 年中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び福岡市
- ii) 設置場所：福岡市役所（福岡市中央区天神 1 - 8 - 1）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。
- iv) 事業内容：近未来センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
 - ・実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応（関係機関への確認を含む）、関係機関との調整
 - ・実証実験を実施しようとする者と実証エリアの提供者とのマッチング
 - ・実証実験の実施に係る関係機関への事前連絡（実施主体から提出のあった計画書の写しの提出）
 - ・実証実験の実施に係る地域への周知等
 - ・その他、必要な支援 等